

株 主 各 位

## 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

1. 事業報告「2.(5)業務の適正を確保するための体制」
2. 事業報告「2.(6)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
3. 事業報告「2.(7)会社の支配に関する基本方針」
4. 連結計算書類「連結注記表」
5. 計算書類「個別注記表」

[第18期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）]

上記事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.transgenic.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

株式会社トランスジェニック

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、  
以下のとおりであります。（最終改訂 平成27年5月27日）

### ① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社は、公正かつ透明な企業活動を目的とすることを経営の基本方針とし、「企業行動憲章」、「コンプライアンス行動指針」を定め、その遵守について、継続して周知徹底を図る。また、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築、整備を図る。

当社及び当社子会社は、内部通報制度として「内部通報制度運用規程」を定め、外部弁護士事務所を通報窓口として設置し、法令違反その他の不正行為の早期発見及び是正を図るとともに、内部通報者の保護を行う。

### ② 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理は、「セキュリティー基本方針」、「情報管理規程」、「文書管理規程」に従い、文書及び電磁的媒体に記録されたものを整理・保存するとともに情報漏洩を防止する。また、当社子会社においてもこれに準拠した体制を確保する。

当社の取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。また、当社子会社においてもこれに準拠した体制を確保する。

### ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、不測の事態又は危機の発生に備え、「リスク管理規程」を定め、子会社を含む企業集団全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制の構築を行い、各々のリスクに対する未然防止に努め、これを運用する。

個別具体的なリスクに関しては、「コンプライアンス行動指針」、「コンプライアンス規程」、「セキュリティー基本方針」、「情報管理規程」、「経理規程」、「与信管理規程」、「安全衛生管理規程」等に基づき、リスク管理体制の強化推進に努める。

- ④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会において、子会社を含む企業集団全体の経営の基本戦略、年度及び中期の経営計画等を策定し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。

当社及び当社子会社は、毎月定例で、或いは必要に応じて開催される取締役会において、「取締役会規程」、「職務権限規程」で定めた経営に関する重要事項の決定、報告を行い、取締役の業務執行状況の監督を行う。

意思決定プロセスには、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」により、権限と責任の所在を明確化したうえで、ITを導入することで、適切かつ効率的な仕組みを構築する。

- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、並びにその他の当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、当社子会社における取締役の職務執行の監視・監督を行う。当社子会社の営業成績、財務状況については、定期的に、その他重要な事項が発生した場合は都度、当社への報告を義務づける。重要な当社子会社については当社取締役会における報告を義務づける。

当社は、当社及び当社子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社及び当社子会社全体を網羅的・統括的に管理する。

また、当社子会社には、当社と同様の内部規程を設け、当社の内部監査担当部門による監査や当社監査役による監査によって、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努め、子会社の業務執行の適正性の確保を図る。なお、子会社に定めのない規程は、当社の内部規程を準用する。

- ⑥ 当社の監査役がその職務の補助をすべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する体制、並びにその使用人の当社の取締役からの独立性及び当社監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役は、必要に応じて当社の代表取締役と協議のうえ、職務を補助すべき使用人を指名し、監査業務に必要な事項を命令することができる。指名期間中の当該使用人への指揮権は当社の監査役に移譲されたものとし、他部署の使用人を兼務せず、取締役の指揮命令は受けないものとする。

当該使用人の人事評価及び異動については、当社の監査役会の事前同意を要するものとする。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法令等の違反行為及び業績、信用に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第又は報告を受け次第、直ちに当社監査役に報告する。

当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告する。

当社及び当社子会社の内部通報制度窓口で受け付けた重要情報については、事実確認のうえ、直ちに当社監査役に報告する。

当社及び当社子会社の内部監査部門は、当社監査役に当社及び当社子会社における内部統制の現況を報告する。

当社及び当社子会社は、当社監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の取締役等及び監査役並びに使用人に対し、報告したことを理由にして不利な取扱いを行ってはならない旨を周知徹底するとともに、報告された情報については厳重に管理する。

- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、並びにその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換を実施する。

監査役は、効率的な監査を行うため、必要に応じて、内部監査部門と協議及び意見交換を実施し、必要に応じて調査・報告を求めることができる。

監査役は、「監査役会規程」に基づき、定例の監査役会を開催し、監査実施状況について情報交換及び協議を行うとともに会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

監査役は、監査の実施に当たり必要な場合には、弁護士、公認会計士等の専門家を活用する。

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除いて、速やかに当該費用又は債務を処理する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記の方針に基づき、以下のとおり運用しております。

### ① 法令順守に対する取り組みの状況について

当社は、「企業行動憲章」、「コンプライアンス指針」、「コンプライアンス規程」を制定し、当社及びグループ会社の取締役及び使用人への浸透を図るとともに、不正防止に関する研修を実施しております。また、当社は「リスク管理規程」を制定し、運用上において新たに発見された問題点等について、適時、是正改善を行い、必要に応じて再発防止の取り組みを実施しております。

### ② 内部監査の実施について

当社は、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準等に準拠した内部監査計画書を策定しております。内部監査人は、当該計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、監査結果について改善が必要な場合は、担当部署に指摘を行っております。また、不備の状況について取締役会及び監査役会にて報告を行っております。

### ③ 監査役の監査体制の状況について

当社の監査役会は、四半期毎及び臨時に開催するとともに、必要に応じて代表取締役、取締役等と監査内容についての意見交換を行っております。常勤監査役につきましては、社内決裁の状況を網羅的に確認し、また会計監査人及び内部監査人とも定期的に会合を行い、意見交換を行っております。



## (7) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容

当社グループは「生物個体からゲノムにいたる生命資源の開発を通じて基盤研究及び医学・医療の場に遺伝情報を提供し、その未来に資するとともに世界の人々の健康と豊かな生活の実現に貢献する」を経営理念とし、主として創薬の探索研究ステージにおいて遺伝子改変マウスをツールとして提供するジェノミクス事業、探索研究支援及び対外診断薬候補物質の開発研究を展開する先端医療事業、創薬候補物質の評価を行うCRO事業、さらに病理診断を行う診断事業により、創薬研究のトータル支援企業として事業展開しております。これらの事業における技術革新は日進月歩であることから、蓄積された技術力に基づくノウハウや高い専門性、最先端の新規技術の迅速な事業化及び収益化が求められます。

従って、当社の経営には上記のような事業特性を前提とした経営のノウハウならびに創薬支援ビジネスに関する高度な知識、技術、経験を有する使用人、大学・企業との共同研究先及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等が重要であり、これらへの事業の説明責任と十分な理解を得ることが不可欠であると考えております。

### ② 不適切な支配の防止のための取り組み

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社株式の売買は、株主、投資家の自由意思に委ねられるべきものと考えており、特定の者の大規模買付行為においても、これに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有される当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、当社の事業に対する理解なくして行われる当社株式の大規模買付行為がなされた場合には当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになると考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、定時株主総会で株主の皆様の合理的な意思の確認ができることを条件として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入を決定いたしました。同買収防衛策の導入は、平成18年6月28日開催の当社第8期定時株主総会にてご承認をいただいております。

(注) 買収防衛策の詳しい内容については、当社ウェブサイト

([http://www.transgenic.co.jp/pressrelease/2006/05/post\\_44.php](http://www.transgenic.co.jp/pressrelease/2006/05/post_44.php)) をご参照ください。

③ 上記②の取り組みについての取締役会の判断

イ. 当社取締役会は、上記②の取り組みが当社の上記①の基本方針に沿って策定された当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取り組みであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないと考えております。

ロ. 当社取締役会は、上記②の取り組みは、あくまで株主の皆様の自由な意思決定を行うための前提となる必要な情報・機会を確保することを目的として、それに必要かつ相当なルールを設定するものであり、現経営陣の保身に利用されることや不当に株主の株式売却に対する自由を妨害することにつながるという弊害は生じないものと考えております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称 (株)新薬リサーチセンター  
(株)ジェネティックラボ  
(株)プライミューン  
(株)メディフォーム

すべての子会社を連結しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 2社
- ・持分法適用の関連会社の名称 (株)イムノキック  
医化学創薬(株)

すべての関連会社について持分法を適用しております。

また、当連結会計年度から医化学創薬(株)の株式を新たに取得したため、同社を持分法の適用範囲に含めております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

##### ・その他有価証券

時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ロ. たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・商品及び製品 先入先出法
- ・仕掛品 個別法
- ・原材料 移動平均法
- ・貯蔵品 最終仕入原価法



② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 (リース資産を除く) 建物(附属設備を除く)、神戸研究所動物飼育施設及び一部の連結子会社の資産については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15～38年

機械装置及び運搬具 3～17年

工具、器具及び備品 4～15年

ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 受注損失引当金 受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、その損失見込額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却を行っております。主な償却期間は5年であります。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

社債発行費(新株予約権の発行に係る費用を含む)

支出時に全額費用として処理しております。

ロ. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

ハ. 連結納税制度の適用 当社及び連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用に伴う変更)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建物及び構築物	563,910千円
	土地	585,778千円
	計	1,149,689千円
② 担保に係る債務	1年内支払予定の長期未払金	57,805千円
	長期未払金	289,025千円
	計	346,830千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 709,577千円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	13,908,641株	338,300株	一株	14,246,941株

##### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,421株	一株	一株	1,421株

##### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成20年6月25日 定時株主総会決議分	第4回新株予約権	第3回転換社債型 新株予約権付社債
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	53,200株	1,000,000株	25,000株

#### 5. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金（主に株式発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

###### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあるものを除き、原則として先物為替予約を利用する方針であります。

有価証券は、余資を運用する目的で短期保有するものであり、定期的に見直しております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあるものを除き、先物為替予約を利用する方針であります。

転換社債型新株予約権付社債は、M&A等今後の成長資金の調達を目的としたものであります。

リース債務及び長期未払金は、設備投資に必要な資金を調達したものであります。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

###### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権及び長期貸付金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループの営業債権債務に占める外貨建ての営業債権債務の割合は僅少であります。なお、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、重要なものについては先物為替予約を利用する方針であります。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2．参照）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,053,753	1,053,753	—
(2) 受取手形及び売掛金	488,378	488,378	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	214,633	214,633	—
(4) 長期貸付金(*1)	8,843	9,573	729
資産計	1,765,609	1,766,338	729
(1) 買掛金	24,607	24,607	—
(2) 未払金	155,127	155,127	—
(3) 未払法人税等	16,672	16,672	—
(4) 転換社債型新株予約権付社債	20,000	20,069	69
(5) リース債務(*2)	30,467	30,432	△35
(6) 長期未払金(*3)	346,830	346,830	—
負債計	593,705	593,739	34

(\*1) 1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

(\*2) リース債務（流動負債）、リース債務（固定負債）の合計額であります。

(\*3) 1年内支払予定の長期未払金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券については、取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価につきましては、回収可能額を反映した元利息の受取見込額を  
残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定して  
おります。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 転換社債型新株予約権付社債、(5) リース債務、(6) 長期未払金

これらの時価につきましては、元利息の合計額を、新規に同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	335,809
投資事業有限責任組合	1,521

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,053,753	—	—	—
受取手形及び売掛金	488,378	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券	—	200,000	—	—
長期貸付金	1,247	5,265	2,331	—
合計	1,543,378	205,265	2,331	—



4. 転換社債型新株予約権付社債、リース債務及び長期未払金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
転換社債型新株予約権付社債	—	20,000	—	—
リース債務	15,908	14,558	—	—
長期未払金	57,805	231,220	57,805	—
合計	73,713	265,778	57,805	—

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 214円27銭

(2) 1株当たり当期純利益 1円05銭

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

- ・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

- ・その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ② たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・商品及び製品 先入先出法
- ・仕掛品 個別法
- ・原材料 移動平均法
- ・貯蔵品 最終仕入原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

建物（附属設備を除く）及び神戸研究所動物飼育施設については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～38年

構築物 15～20年

機械及び装置 3～17年

工具、器具及び備品 4～15年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 受注損失引当金 受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、その損失見込額を計上しております。

### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 繰延資産の処理方法  
社債発行費（新株予約権の発行に係る費用を含む）  
支出時に全額費用として処理しております。
- ② 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- ③ 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建物	552,369千円
	構築物	11,541千円
	土地	585,778千円
	計	1,149,689千円
② 担保に係る債務	1年内支払予定の長期未払金	57,805千円
	長期未払金	289,025千円
	計	346,830千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 450,946千円

### (3) 関係会社に対する金銭債権及び債務

- ① 短期金銭債権 89,938千円
- ② 長期金銭債権 227,596千円
- ③ 短期金銭債務 10,089千円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

#### ① 営業取引による取引高

・売上高	116,523千円
・売上原価	8,347千円
・販売費及び一般管理費	2,278千円

#### ② 営業取引以外の取引による取引高 6,065千円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,421株	—	—	1,421株

### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	65,036千円
投資有価証券評価損	2,507千円
減損損失	4,007千円
繰越欠損金	510,453千円
その他	6,951千円
繰延税金資産小計	588,956千円
評価性引当額	△566,703千円
繰延税金資産合計	22,252千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△4,215千円
繰延税金負債合計	△4,215千円
繰延税金資産の純額	18,037千円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱新薬リサーチセンター	所有 直接100.0	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注)1、2	50,000	短期貸付金	50,000
				資金の回収	100,000	長期貸付金	220,000
				利息の受取 (注)1	5,095	其他流動資産	3,521
関連会社	医化学創薬㈱	所有 直接35.6	資本取引 役員の兼任	増資の引受 (注)3	150,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 契約上は1年後の期日一括返済となっておりますが、返済期日到来前に同条件で期間を延長しております。

3. 第三者割当による増資(3,750株)を引き受けたものであります。

### (2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	福永 健司	被所有 直接0.0 (注)1	当社代表 取締役社長 債務被保証 資本取引	債務被保証 (注)2	346,830	—	—
				第三者割当 増資の割当 (注)3	80,031	—	—
役員	清藤 勉	被所有 直接 —	当社取締役 (株)免疫生物研 究所代表取締 役社長 資本取引 社債の引受	増資の引受 (注)4	200,490	—	—
				転換社債型 新株予約権 付社債の引 受 (注)5	200,000	投資 有価証券	200,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当社代表取締役社長福永健司氏がマイルストーン・キャピタル・マネジメント㈱へ貸与しております株式120,800株を含めた被所有割合は0.9%となります。

2. 長期未払金に対して債務保証を受けており、取引金額は期末時点の保証残高であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

3. 当社が行った第三者割当増資を1株あたり777円で引き受けたものであります。

4. (株)免疫生物研究所の第三者割当による増資(205,000株)を引き受けたものであります。引受条件は、同社株式の市場価格等を勘案して合理的に決定しております。

5. 転換社債型新株予約権付社債の引受条件は、同社株式の市場価格等を勘案して合理的に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	212円11銭
(2) 1株当たり当期純損失	2円18銭

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。